

研究データの取扱いに関するNICTのガイドライン

国立研究開発法人情報通信研究機構

第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）の取組として、公的資金による研究データの管理・利活用の推進が挙げられており、内閣府から「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）が示された。これを踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が研究資金を配分し実施する研究開発等において得られた研究データの取扱いについて、以下のとおりとりまとめた。

1. 研究データの取扱い

研究開発の研究活動計画に責任を負う研究者（以下「責任者」という。）は、データマネジメントプラン（以下「DMP」という。）に基づき、研究開発によって生産された研究データ（以下「研究データ」という。）を適切に保存・管理するものとする。なお、所属機関又は研究コミュニティが研究データの保存等に関するガイドライン等のルールを定めている場合、そちらも参照すること。

研究データのうち研究成果論文のエビデンスとなる研究データは原則として公開する。同時に、それ以外の研究データについても公開することを期待する。ただし、研究データの中には公開に当たり特別な配慮を要するものがあることから、公開の対象外とするなど適切な対応を求める。また、責任者は、管理対象データ¹に NICT が定めたメタデータ（別紙1 メタデータ項目参照）を付与するものとする。

（1）適用時期

2024年度から研究開発が開始される公募から適用する。

（2）対象となる研究開発

NICTが研究資金を配分し実施する全ての研究開発。

（3）DMP作成にかかる事項

DMPとは、研究者が自身で実施する研究開発において研究成果として生じる研究データの取扱いを定めるものであり、具体的には、当該研究データの保存・管理、公開・共有・非公開、公開範囲等に関する方針や計画について記載したものを指す。

DMPは、別紙2に基づき責任者が作成し、公募の際にNICTに提出しなければならない。ま

¹ 研究データのうち、管理・利活用の対象として、DMP等において研究者がその範囲を定めるものの

た、研究開発開始後に、想定し得なかったデータが取得又は収集される場合または提出しているDMPに記載の取扱いに変更が生じた場合は、必要に応じて、研究開発期間内であってもDMPを追加又は修正することができる。

(4) 研究データの保存・管理にかかる事項

研究データの保存・管理は、研究データの公開を進めるための前提であり、研究開発終了後の継続的なデータ保存等の可能性を考慮し、DMPに従って適切に対応することを求める。

(5) 研究データの公開に係る事項

事項	内容
公開の定義	<p>「公開」とは、利用者を制限することなく開放することを意味する。ただし、研究データの中には、その公開に当たり特別の配慮を要するものも含まれており、こうした研究データについては公開の対象外となる。</p> <p>①非公開 ②共有（アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な研究データを供すること） ③公開</p> <p>各分野における研究の特性や状況、研究の発展、社会・経済への貢献等を踏まえ、このような公開対象外の取扱い方法も含め、DMP 上で具体的に定める。</p>
公開の対象外とする研究データ	<p>公開の対象外には以下のものがある。なお、所属機関又は研究コミュニティが研究データの保存等に関するガイドライン等のルールを定めている場合、そちらも参照すること。</p> <p>○ 非公開とすることができるデータの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機密保持、企業秘密、国益及び国家安全保障に関わるデータ² ・研究成果の商用化・産業化を目的として収集されたデータ ・民間企業が保有するデータ ・共同研究契約等で研究成果の公開に制限があるデータ <p>○公開を制限すべきデータの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人のプライバシーの観点から保護が必要なデータ ・財産的価値の観点から保護が必要なデータ <p>なお、公的資金と民間資金との共同研究により得られた研究データや、民間企業も参画する公的研究拠点における研究により得られた研究データの取扱いは、関係者の合意を尊重する。</p>
公開の方法	研究成果の利活用促進の観点から、研究データは国立情報学研究所が整備を

² 研究データの公開については、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理上の規制（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>）についても留意すること。

	進める研究データ基盤システム ³ 、既存の公共データベースや学協会で整備されているリポジトリ等、分野で標準とされているデータベースへ登録し公開することが望ましい。適切な公的データベース等がない場合は、大学等の機関リポジトリを利用する方法もある。なお、研究成果論文発表先の学術誌等がデータの登録リポジトリを提示している場合もある。
公開までの猶予期間	研究データの公開に当たっては、研究データを作成した研究者の研究活動を妨げないよう、研究者の権利保護の観点から必要に応じ公開までの猶予期間を設けるなど配慮が必要となる場合がある。具体的な猶予期間の設定は、研究者の判断による。

(6) 研究データの利用ルールの表示

データを作成した研究者のインセンティブを確保する観点から、研究データの公開に当たっては、第三者による研究データの利用ルールを明示し、研究者が不利益を被ることなく利活用を円滑化する事が望ましい。

今後、研究データの利活用等を促進していくに当たっては、研究データの管理に用いる手法や形式を適切に選択することが重要であり、各研究分野で推奨されるデータ及びそのメタデータに用いる形式に則り管理されるよう留意する。

(7) 管理対象データへのメタデータの付与

責任者は、管理対象データにNICTが定めたメタデータ（別紙1 メタデータ項目参照）を付与するものとする。メタデータは、一般にデータを説明するための情報から構成されるデータをいう。メタデータは、研究データの名称、研究データの説明、研究データの管理者及びその連絡先、研究データの所在場所、研究データの保存・公開・共有の方針等の情報を含む。

2. その他

NICTは研究成果の取扱い状況等についてモニタリングを行うために、研究者等に協力を求める場合がある。

³ 「NII 研究データ基盤（NII Research Data Cloud）の概要」（国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター） <https://rcos.nii.ac.jp/service/>